

第5次やまなし食育推進計画

令和8年3月

山 梨 県

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 食をめぐる本県の現状と課題	3
1 食を取り巻く状況	3
2 食に関する県民意識	13
3 「第4次やまなし食育推進計画」の達成状況	19
第3章 食育推進の方向性と施策の展開	20
1 基本目標	20
2 基本方針	20
3 重点施策	21
4 目標指標及び目標値	22
5 施策の展開	23
基本方針1 あらゆる場面での食育の推進	
(1) 家庭における食育の推進	23
(2) 学校、保育所等における食育の推進	24
(3) 地域・職場における食育の推進	26
(4) 食育県民運動の展開	27
基本方針2 地域の農林水産物や食文化への理解と継承	28
(1) 地産地消の推進	28
(2) やまなしの食文化の継承	28
(3) 地域資源の魅力発信	29
基本方針3 食品ロス削減に向けた取組の促進	31
(1) 家庭における食品ロス削減の促進	31
(2) 食品関連事業者における食品ロス削減の促進	32
(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援	32
(4) 食品ロス削減県民運動の展開	33
基本方針4 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり	34
(1) 食に関する情報の提供	34
(2) 推進基盤の強化	35

第4章 計画の推進	36
1 推進体制	36
2 関係者の役割	36
3 進行管理	37

参考資料

1 計画の策定経過	39
2 山梨県食の安全・安心審議会委員名簿	40

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成17年に「食育基本法」が制定され、平成18年に「食育推進基本計画」が策定されたことを受け、本県においても「やまなし食育推進計画」（平成18～22年度）の策定以降、20年にわたり、国や市町村、関係機関・団体等の多様な関係者と連携しながら、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、県内各地では様々な主体による多彩な食育活動が展開されており、第4次計画においては、栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数の増加や、食育推進応援団や食品ロス削減推進応援団の登録件数の増加等、着実な進展が見られています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に沿って、「山梨県食品ロス削減推進計画」を食育計画の一部として位置づけ、食品ロス削減に関する取組も推進してきました。

一方で、子供や20～30代の若者における朝食欠食、食塩摂取量の過多、栄養バランスに配慮した食生活の実践度の低下等、食に関する課題は依然として多く残されています。

さらに、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加、物価高騰等、社会情勢や経済状況の変化により、家庭における食環境や食に対する価値観は多様化しており、健全な食生活を実践することが困難な場面も見受けられます。

また、地域の食文化を次世代に伝承する機会の減少や、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の取組の推進等、食育の重要性はこれまで以上に高まっています。

こうした状況を踏まえ、第4次やまなし食育推進計画が令和7年度で計画期間を終了することから、同計画の評価及び課題の整理を行い、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、食を通じて県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するため、今後5年間の取組指針として第5次やまなし食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

○ 食育基本法に基づく計画

本計画は、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

○ 食品ロスの削減の推進に関する法律との関係

本計画の第3章の基本方針3「食品ロス削減に向けた取組の促進」は、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に規定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置づけるものです。

○ 他の県計画等との関係

本計画は、「山梨県総合計画」をはじめ、食育の推進に関連する他の県計画等との整合性を図っています。

【関連する他の県計画等】

- ・山梨県総合計画（R5～R8）
- ・山梨県消費者基本計画（R8～R12）
- ・山梨県食の安全・安心推進計画（R4～R8）
- ・健康長寿やまなしプラン（R6～R8）
- ・健やか山梨21（第3次）（R6～R17）
- ・第1期山梨県こども計画（R7～R11）
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（R2～11）
- ・やまなし農業基本計画（R5～R8）
- ・山梨県教育振興基本計画（R6～R10）

3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度（2026年度から2030年度）までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

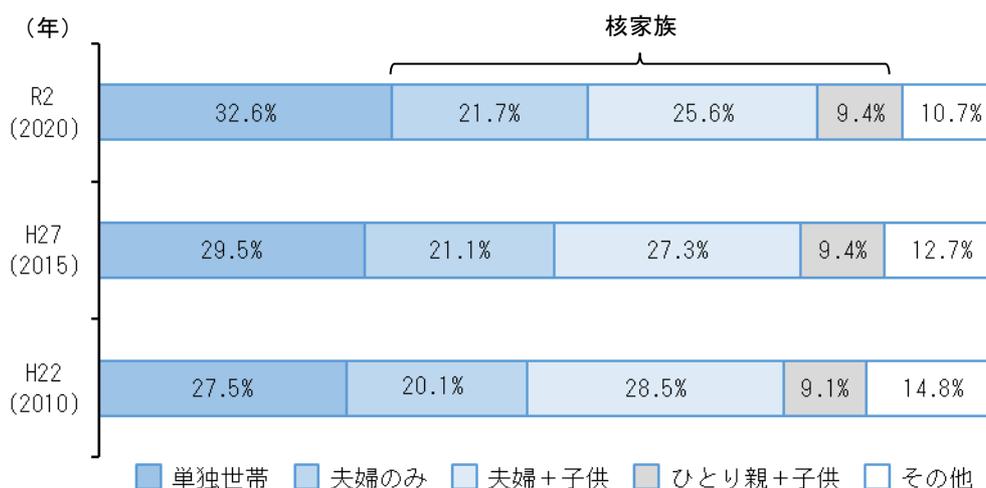
第2章 食をめぐる本県の現状と課題

1 食を取り巻く状況

(1) 社会状況の変化

山梨県の一般世帯数を世帯の家族類型別にみると、「単独世帯」（世帯人員が1人）が増加し、一般世帯に占める「単独世帯」、「核家族」の割合は、全体の約9割を占めています。

図1 一般世帯の家族類型別割合の推移（山梨県）

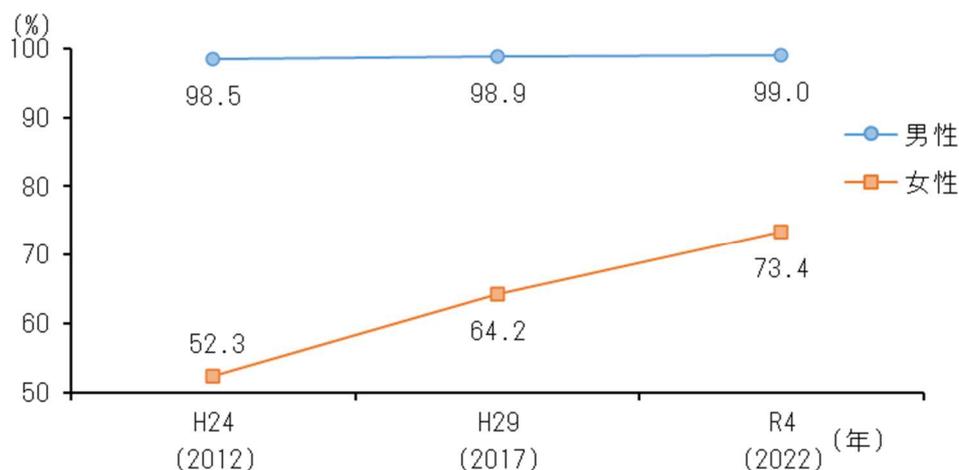


出典：国勢調査（総務省）

子供への食育は、日々の暮らしの中心の場である家庭が大きな役割を担っています。

近年、育児をしている女性就業者が増え、食事の準備に時間や手間をかけられない場合も多く、家庭だけでその役割を十分に果たすことが難しくなっています。

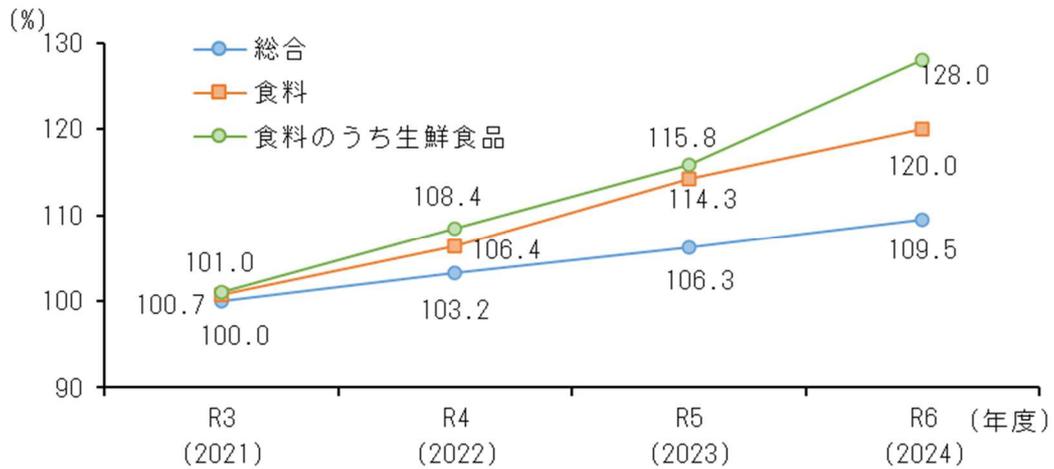
図2 育児をしている者の就業者割合の推移(全国)



出典：就業構造基本調査（総務省）

生活に関わる様々な物価が高騰しており、令和2年（2020年）を100とした消費者物価指数は年々上昇しています。中でも、県民の暮らしに深く関わる「食料」の上昇幅が大きくなっています。

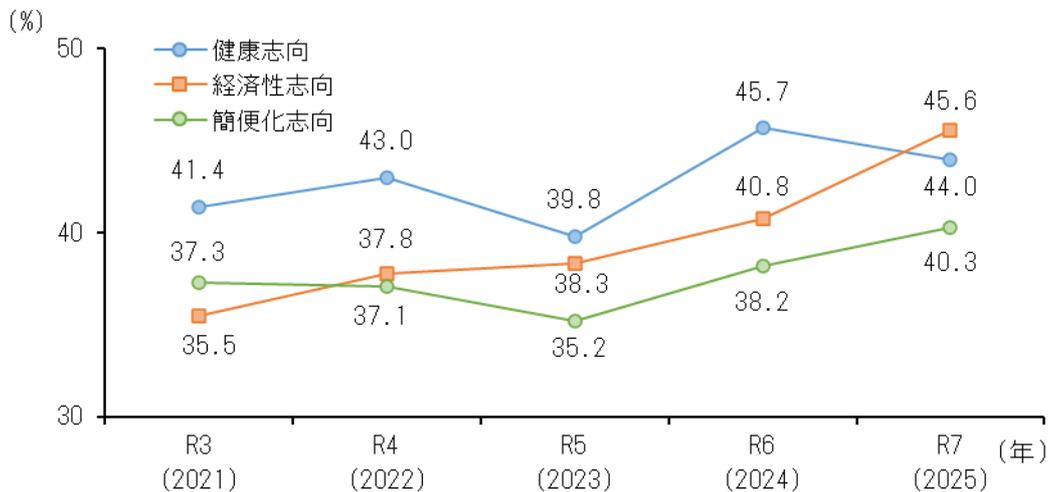
図3 消費者物価指数の推移（全国）



出典：2020年基準消費者物価指数（総務省）

消費者の食に関する3大志向は、「経済性志向」が年々増加し、令和7年（2025年）には3大志向の中で最も高くなっています。また、「簡便化志向」も増加傾向にあります。

図4 食に関する3大志向の推移（全国）

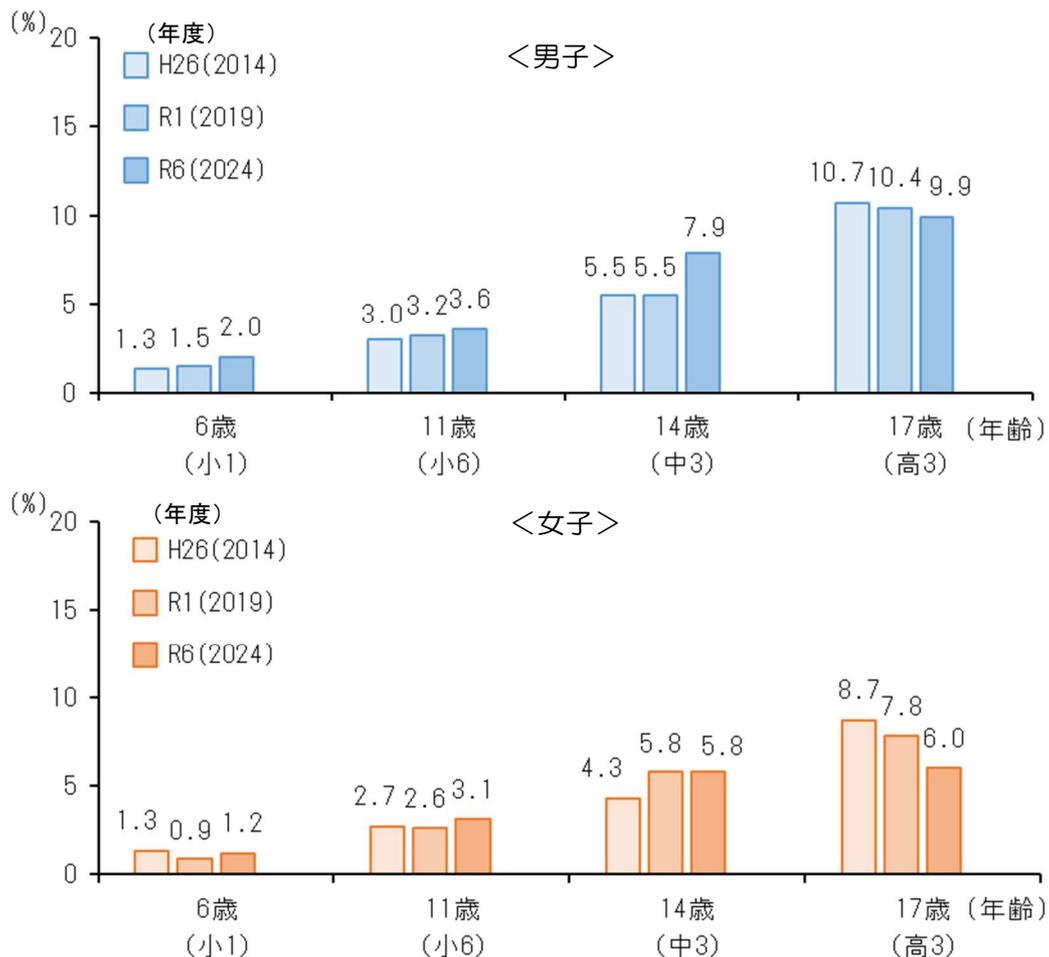


出典：消費者動向調査（日本政策金融公庫）

(2) 食生活の状況

家族との夕食について、「ほとんど子供だけ」で食事をする児童生徒の割合は、年齢が上がるにつれて増加しています。17歳（高校3年生）においては、10年前（平成26年度）と比べて低下しているものの、その他の年齢では横ばいもしくは増加傾向にあり、特に14歳（中学3年生）においてその傾向が顕著となっています。

図5 「ほとんど子供だけ」で夕食をとる児童生徒の割合（山梨県）

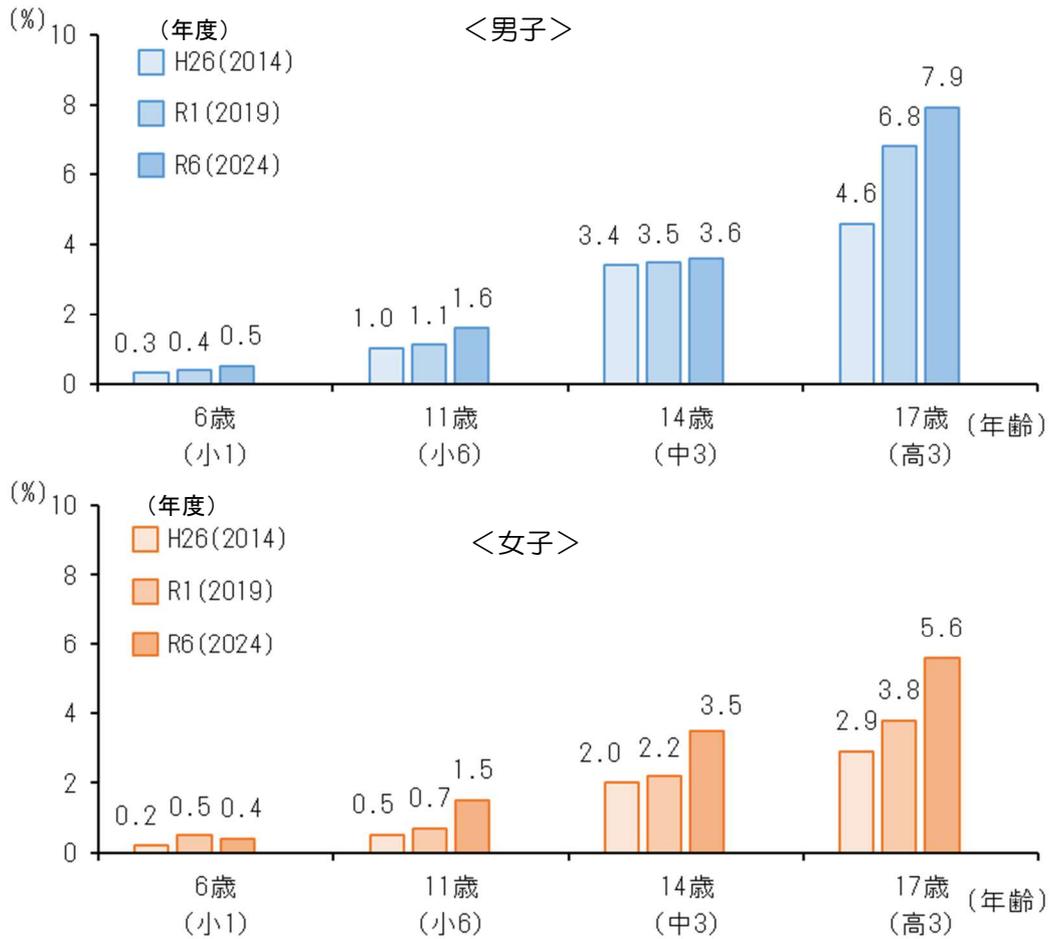


出典：山梨県新体カテスト・健康実態調査（山梨県）

朝食を「毎日食べない」子供の割合も、年齢が上がるにつれて増加しており、いずれの年齢においても10年前（平成26年度）に比べて悪化しています。とくに女子では増加幅が大きい傾向があります。

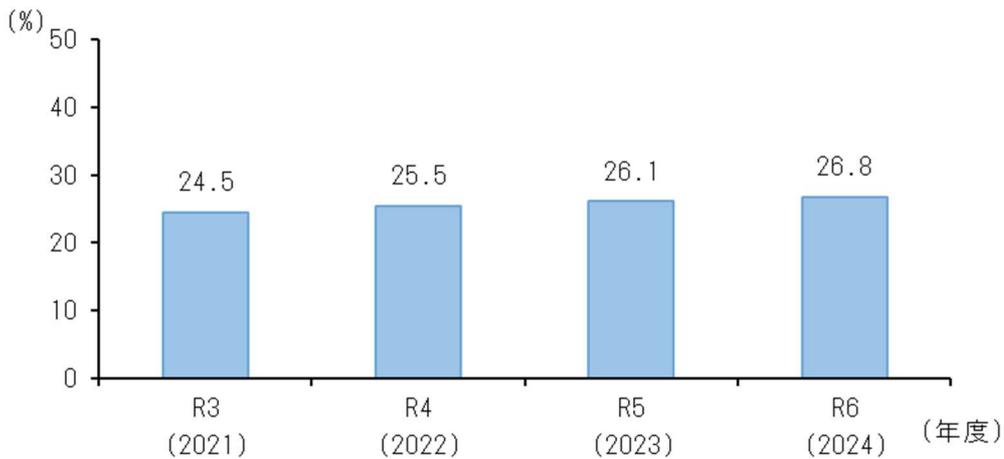
また、若者（20～39歳）においても、朝食を抜くことが週3日以上ある者の割合が令和6年度（2024年度）には26.8%となり、年々悪化しています。

図6 朝食を「毎日食べない」児童生徒の割合（山梨県）



出典：山梨県新体カテスト・健康実態調査（山梨県）

図7 朝食を抜くことが週3回以上ある若者（20～39歳）の割合（山梨県）

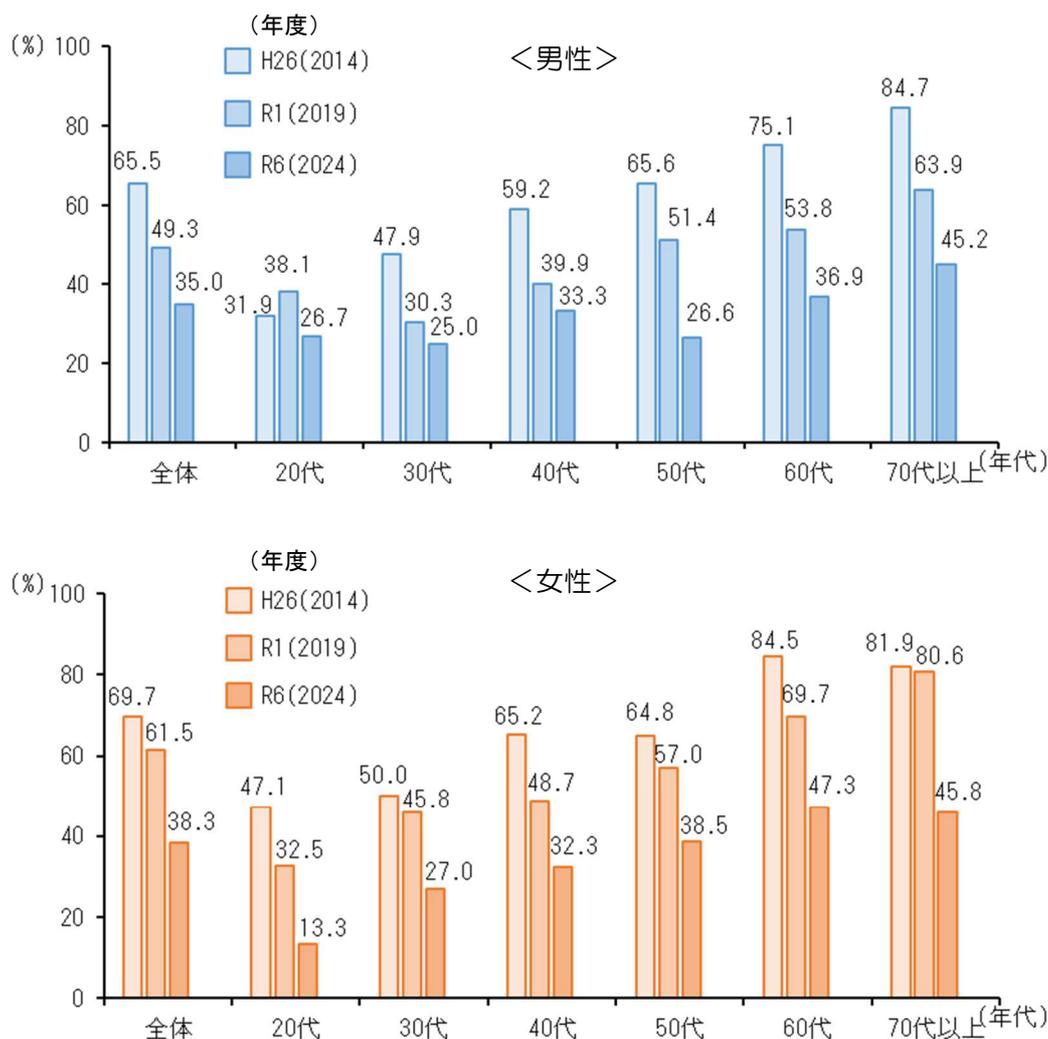


出典：県民生活支援課調べ（市町村国民健康保険健康診査）

主食・主菜・副菜をそろえて食べる人（1日2回以上、ほぼ毎日）の割合は、男女ともに20～30代の若者で低く、60代以上で高い傾向があります。

しかし、いずれの世代でも10年前（平成26年度）と比べて低下しており、とくに20代女性では13.3%と10年前の約3割まで減少し、すべての性別・年代の中で最も低い値となっています。

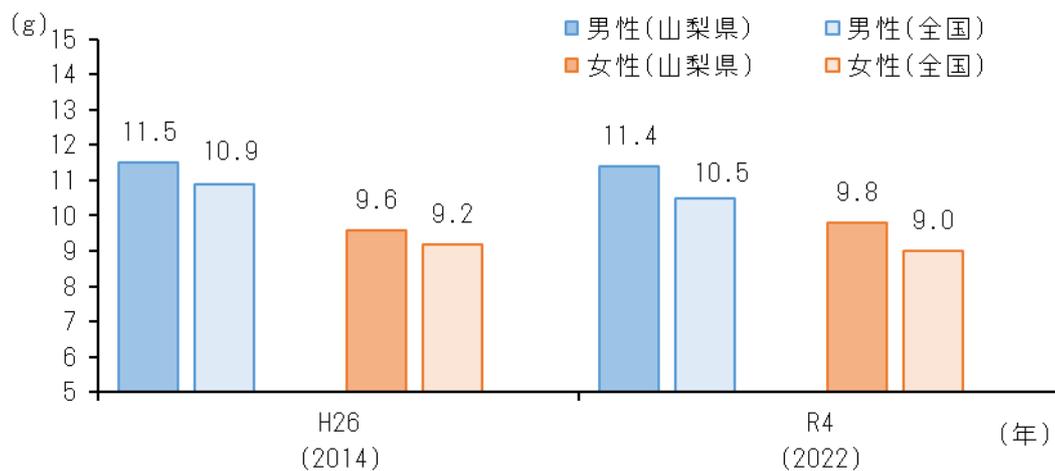
図8 主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合（全国）※1日2回以上・ほぼ毎日



出典：食育に関する意識調査（農林水産省）

成人 1 日あたりの食塩摂取量は、平成 26 年（2014 年）と令和 4 年（2022 年）を比較するとわずかに減少していますが、男女ともに依然として全国平均や食事摂取基準に示された目標量（男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満）を上回っています。

図9 食塩摂取量の状況（全国・山梨県）

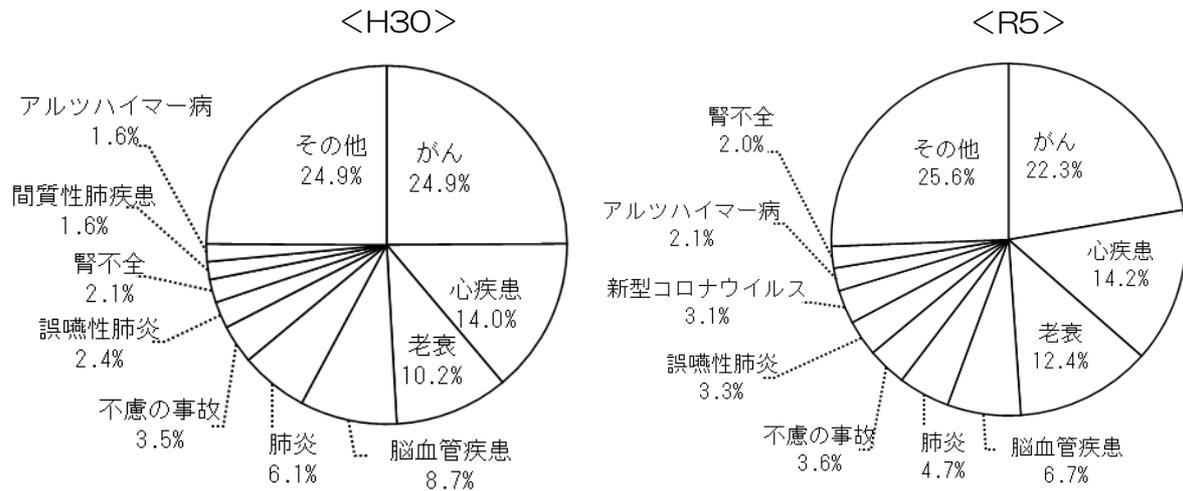


出典：国民健康・栄養調査（厚生労働省）、県民栄養調査（山梨県）

(3) 健康の状況

県民の死亡数に占める死因の割合において、がんや心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病は、平成30年（2018年）に比べると減少しているものの、依然として全体の約半数を占めています。

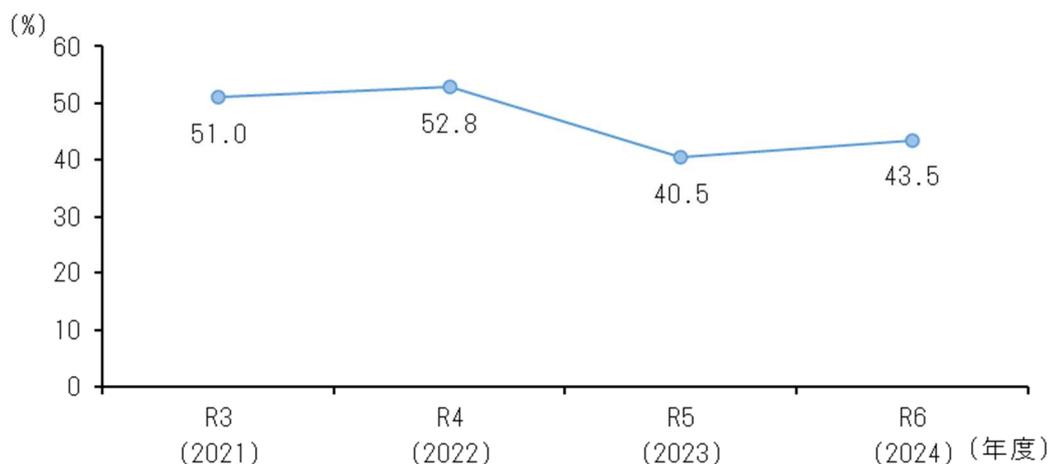
図 10 死因の割合（山梨県）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

生活習慣病のリスクが高まる 40～59 歳において、運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合は、令和6年度（2024年度）は43.5%であり、令和3年度と比べて低下しています。

図 11 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人（40～59歳）の割合（山梨県）



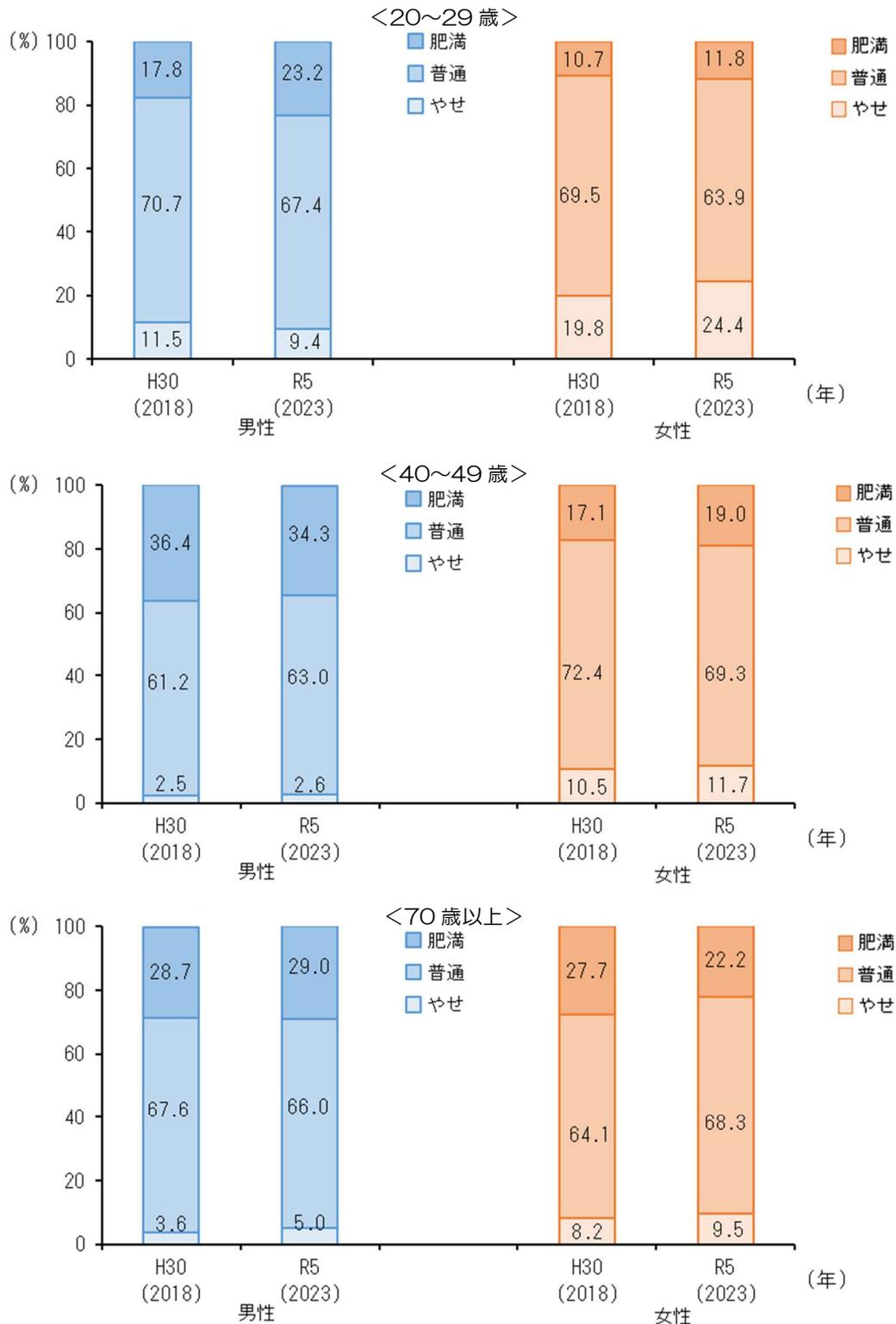
出典：県民生活支援課調べ（市町村国民健康保険健康診査）

BMI※による肥満の割合は、女性に比べて男性の方が高く、40～49 歳では 34.3%、70 歳以上では 29.0%となっています。※BMI (Body Mass Index) =体重(kg)÷身長(m)²

一方、やせ(低体重)の割合は、20～29 歳の女性で 24.4%となっており、平成 30 年(2018 年)と比べて増加しています。

図 1 2 BMI による肥満とやせ(低体重)の状況(全国)

BMI 判定基準 やせ:18.5 未満、普通:18.5 以上 25 未満、肥満:25 以上

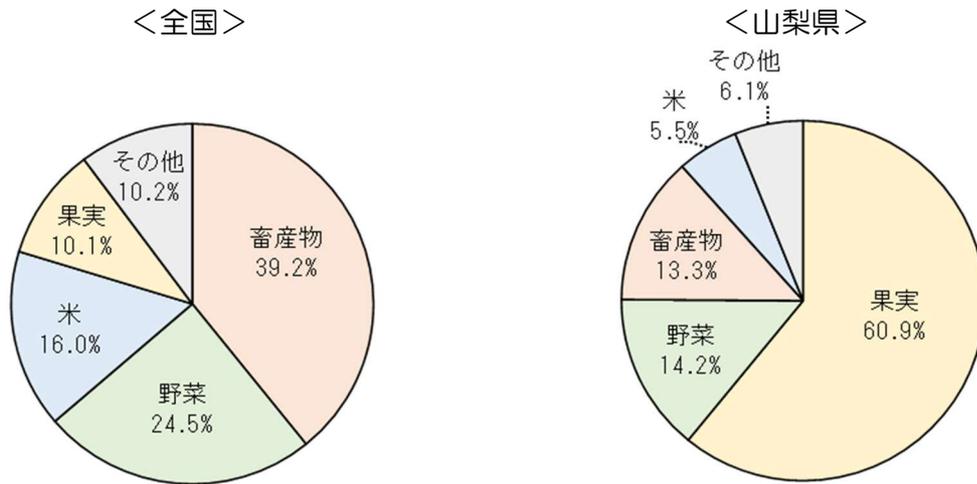


出典：国民健康・栄養調査（厚生労働省）

(4) 本県の農業の状況

本県の農業生産額に占める品目別割合は、果実が 60.9%と最も多く、日本一の収穫量を誇るぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご等、さまざまな品目が生産されています。続いて、野菜が 14.2%、畜産物が 13.3%となっており、地域の立地条件や特性を生かした特色ある産地が形成されています。

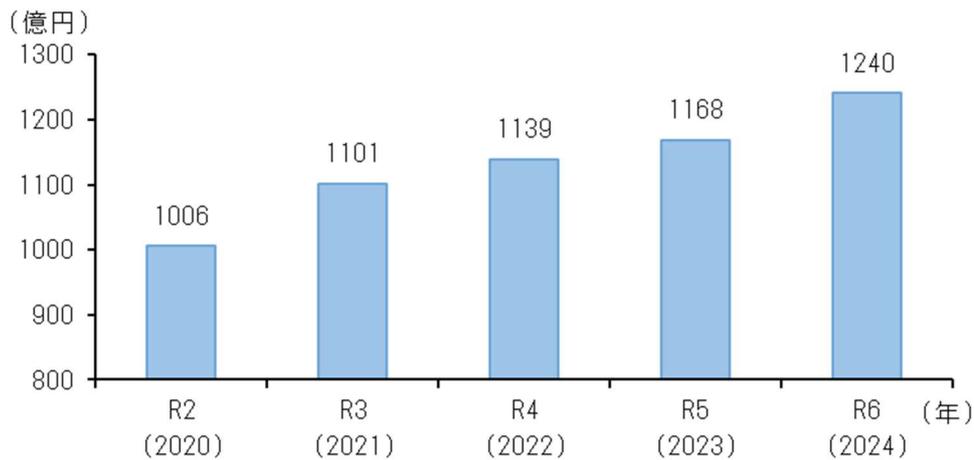
図 13 農業生産額に占める品目別割合（令和5年度、全国及び山梨県）



出典：生産農業所得統計（農林水産省）、農業及び水産業生産額実績（山梨県）

本県の農業生産額は、近年、主力品目である果実の価格上昇等により増加傾向にあり、令和6年には 1,240 億円となっています。

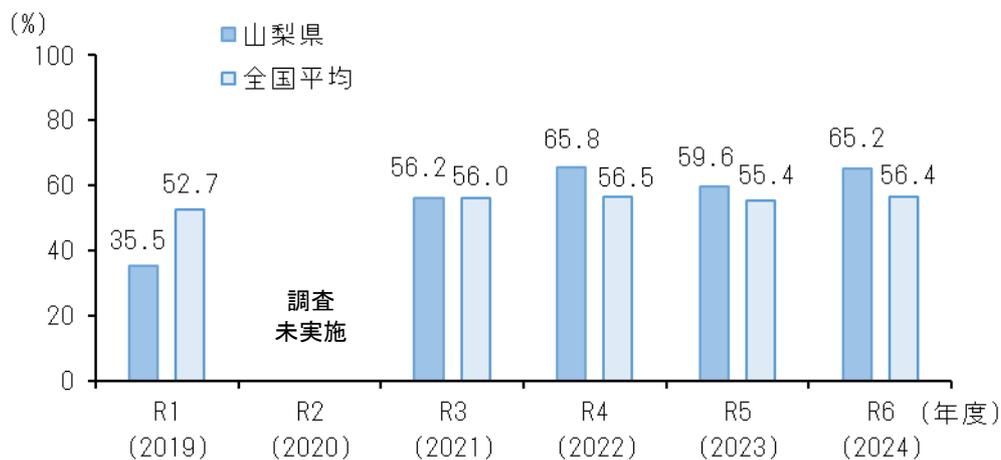
図 14 農業生産額の推移（山梨県）



出典：農業及び水産業生産額実績（山梨県）

本県で生産された農産物は、食育の「生きた教材」として、県内の学校給食にも活用されています。山梨県における使用割合（金額ベース）は、令和元年度（2019年度）では35.5%でしたが、令和6年度（2024年度）には65.2%まで上昇しています。

図15 学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）（全国・山梨県）



出典：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）

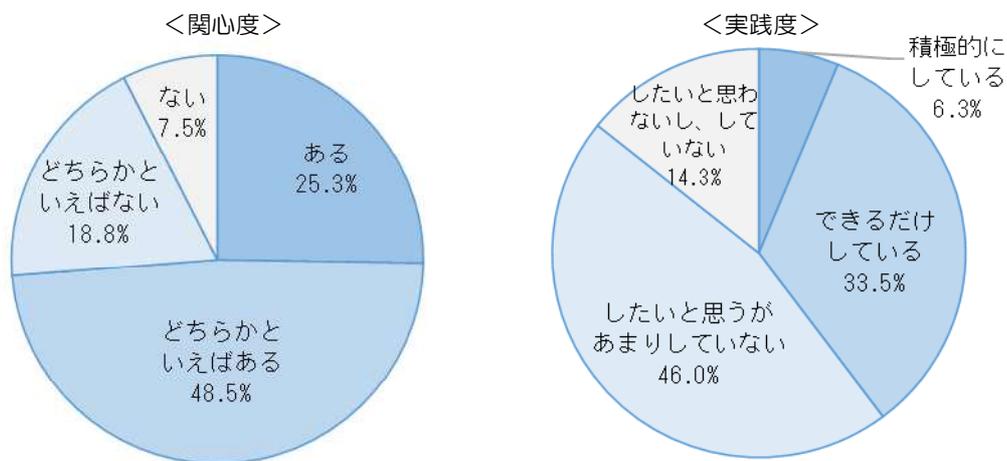
2 食に関する県民意識

※令和6（2024）年度県政モニターアンケート結果(回答者数400人)

（1）食育に関する意識

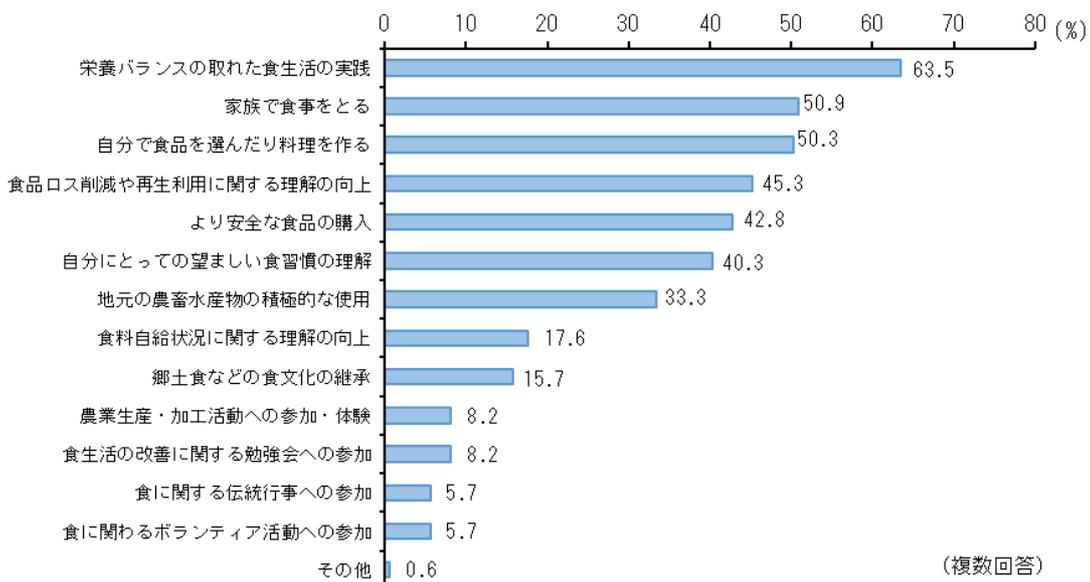
食育について、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した人は73.8%であり、食育への関心は高い傾向にあります。一方、食育に関する活動については、「積極的にしている」「できるだけしている」と回答した人は39.8%であり、関心はあっても実際の行動につなげられていない人が一定数います。

図16 食育への関心度及び食育に関する活動の実践度

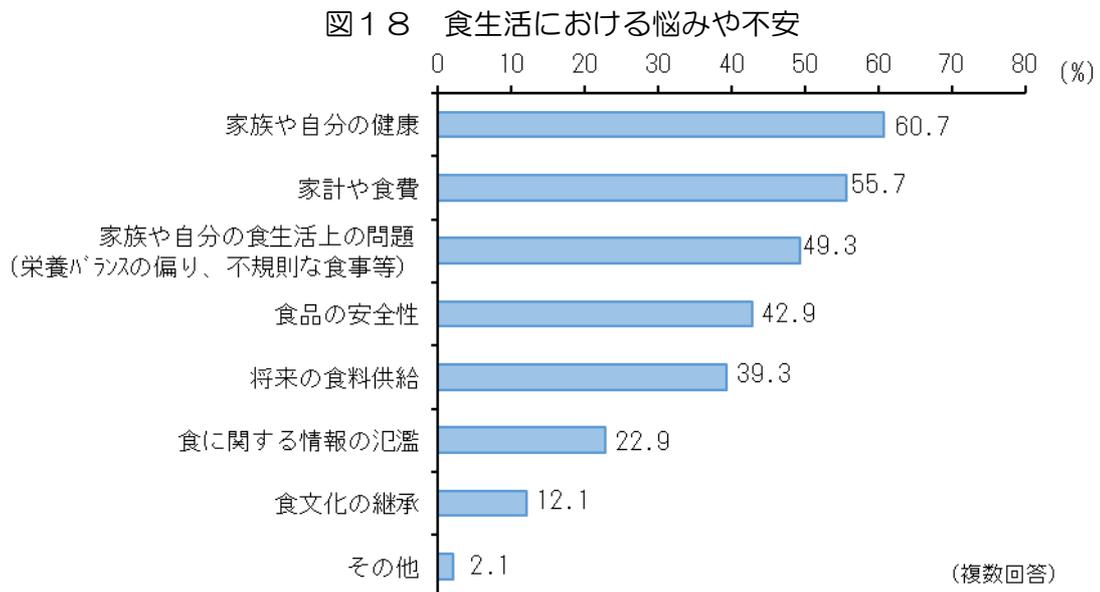


実践している食育活動は、日常的な食生活の中でできること（バランスの良い食事、家族との食事、調理等）が中心であり、郷土食等の食文化の継承や、食に関する勉強会、ボランティア活動への参加等、地域や社会との関わりを含む活動は少なくなっています。

図17 実践している食育活動の内容



日頃の食生活における悩みや不安の内容は、「家族や自分の健康」が 60.7%と最も高く、次いで「家計や食費」が 55.7%となっています。

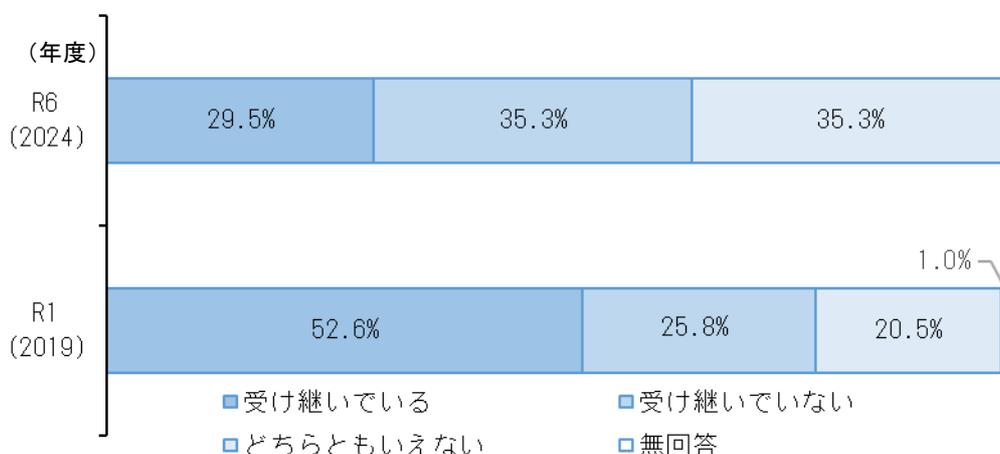


(2) 郷土食等の伝承

郷土食や伝統食等の地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法(以下、「郷土食等」という)について、「受け継いでいる」と回答した人は 29.5%であり、「受け継いでいない」と回答した人(35.3%)を下回っています。

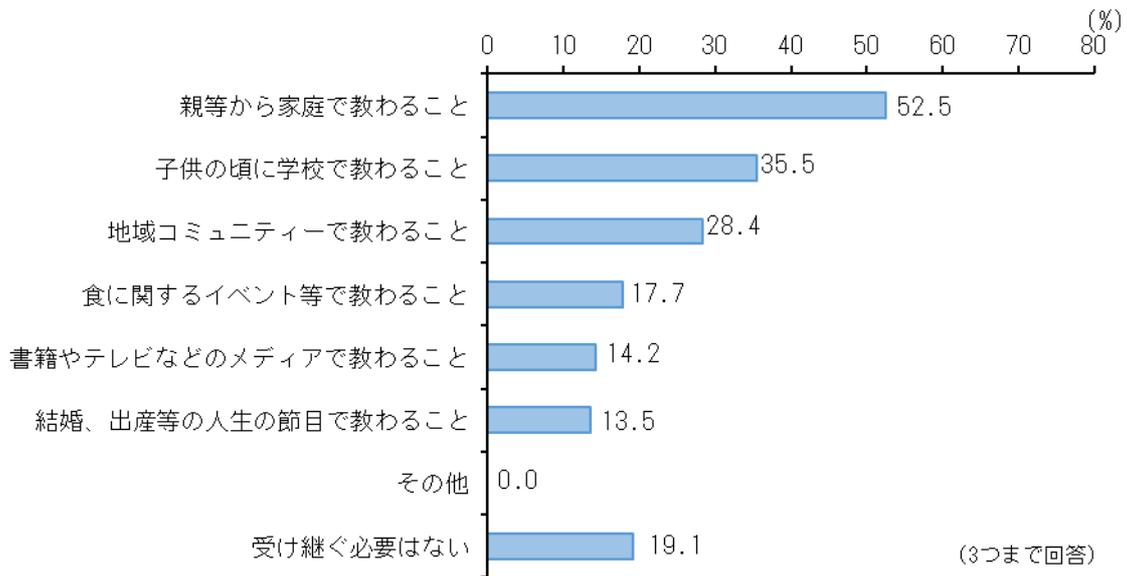
また、令和元年度(2019 年度)に実施した県政アンケート(回答者 307 人)の結果と比べると、「受け継いでいる」と回答した人は約半数(R1 年 52.6%→R6 年 29.5%)に減少しています。

図 19 郷土食等の伝承



郷土食等を伝えていくために必要なこととしては、「親等から家庭で教わること」が52.5%と最も高く、次いで「子供の頃に学校で教わること」が35.5%となっています。

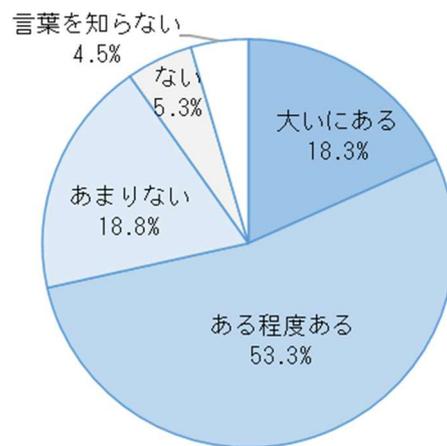
図20 郷土食等を伝えていくために必要なこと



(3) 農産物の地産地消

地産地消の取組への興味について、「大いにある」「ある程度ある」と回答した人は71.6%であり、関心は高い状況です。地産地消の魅力としては、「新鮮な農産物が手に入ること」や「地域農業の活性化につながる」が挙げられています。

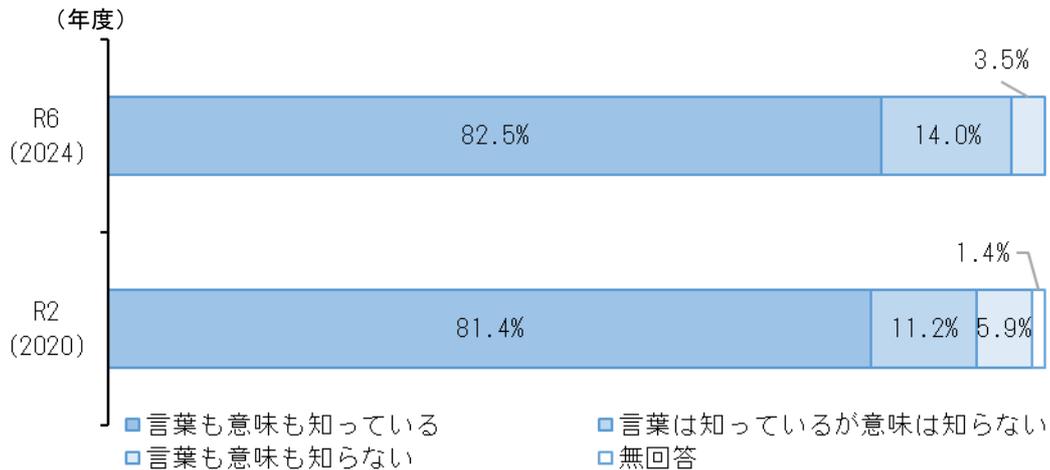
図21 地産地消への興味



(4) 食品ロス削減に関する意識・取組

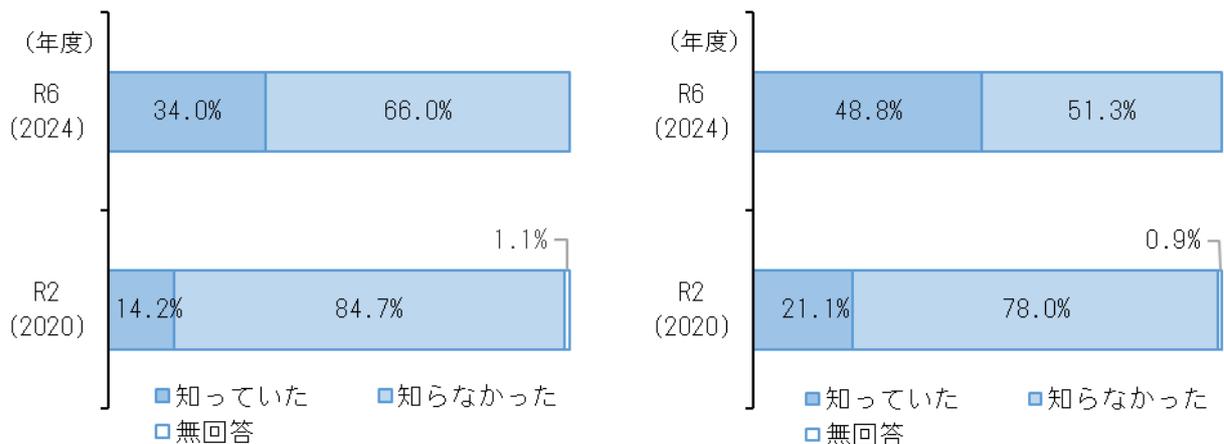
食品ロスについて、「言葉も意味も知っていた」と回答した人が82.5%で最も高く、令和2年度(2020年度)に実施した食品ロス削減に関する県民・事業者意識調査(回答者(県民)555人)(以下、「前回調査」という)の結果(81.4%)と比べても増加しており、認知度が高まっています。

図22 食品ロスの認知度



また、食品ロスの現状についても、「日本の食品ロスの量は国民一人あたり、毎日おにぎり1個分の食べ物を捨てている計算になること」を「知っていた」と回答した人は34.0%、「食品ロスの約半分は家庭から発生していること」を「知っていた」と回答した人は48.8%であり、前回調査の結果(前者:14.2%、後者:21.1%)と比べても大幅に増加しており、食品ロスの現状に関する認知度が高まっています。

図23 食品ロスの現状の認知度

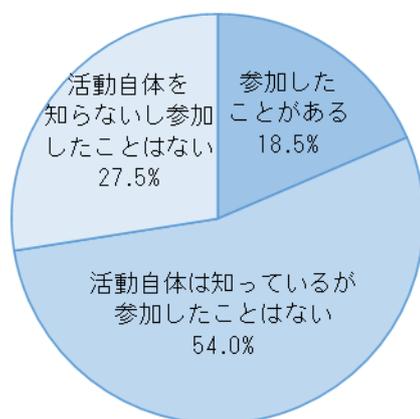


日本の「食品ロス」の量は、国民一人あたり、毎日おにぎり1個分(前回調査では「お茶碗1杯分」)の食べ物を捨てている計算になること

「食品ロス」の約半分は、家庭から発生していること

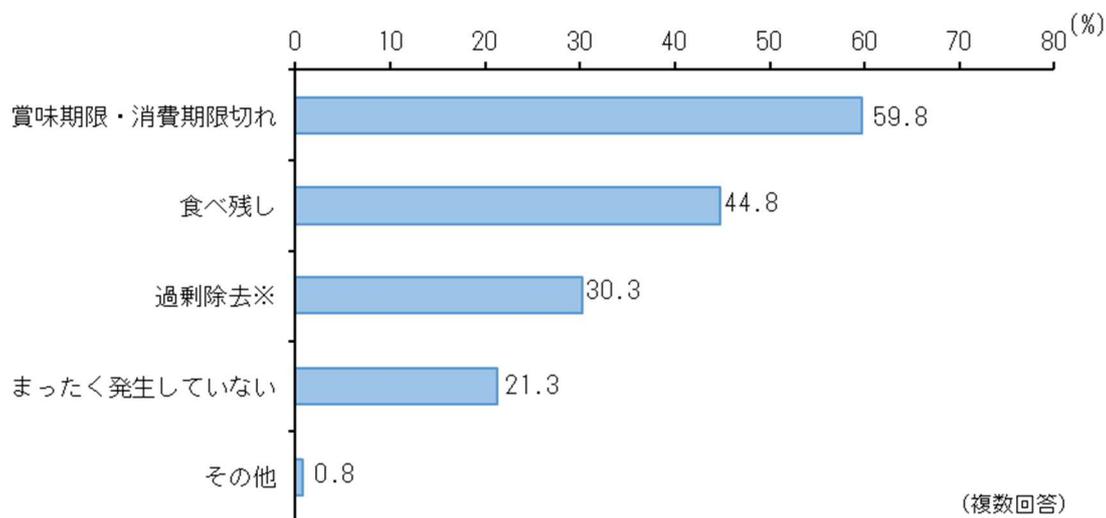
余った食品を有効活用する活動（フードバンクへの寄付、フードドライブ）について、「参加したことがある」と回答した人は18.5%であり、前回調査（7.1%）から大幅に増加しています。しかし、「参加したことがない」と回答した人は81.5%であり、前回調査（91.7%）から減少しているものの、依然として割合が高い状況です。

図24 フードバンク、フードドライブ活動への参加



家庭で発生する食品ロスの種類は、「賞味期限・消費期限切れ」が59.8%で最も高く、次いで「食べ残し」が44.8%となっています。一方で、「全く発生していない」という回答も21.3%あります。

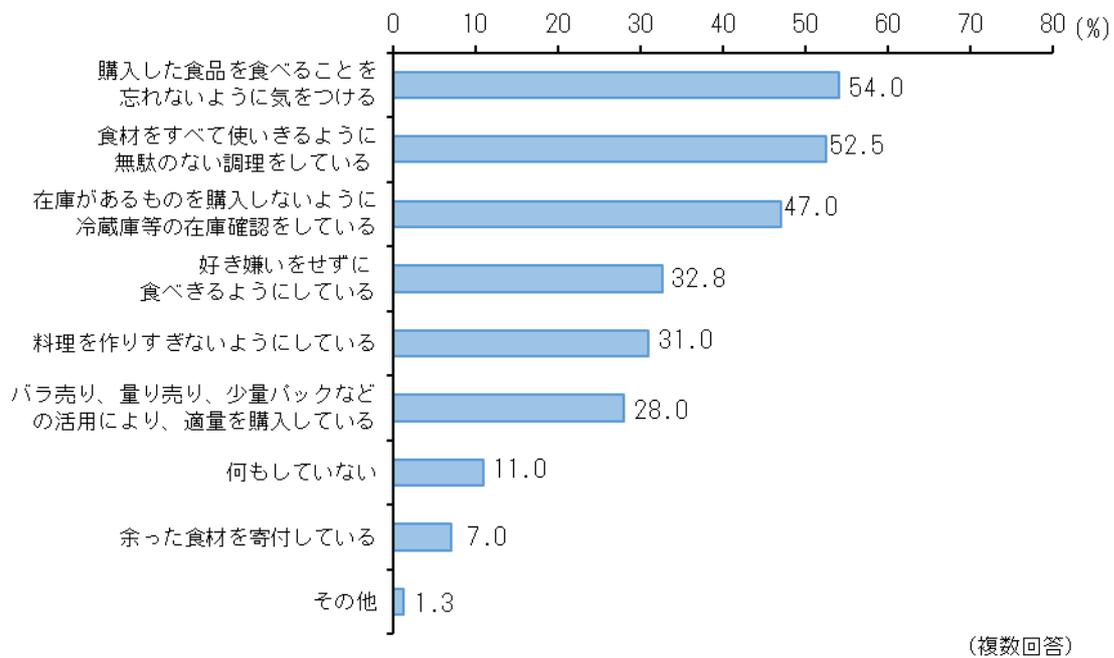
図25 家庭で発生する食品ロスの種類



※野菜の皮を厚くむき過ぎたり、脂身の部分を調理せず捨ててしまう等、食べられる部分を捨てること

家庭における食品ロスを減らすための取組について、「購入した食品を食べることを忘れないように気をつける」が54.0%、「食材をすべて使いきるように無駄のない調理をしている」が52.5%、「在庫があるものを購入しないように冷蔵庫等の在庫確認をしている」が47.0%となっています。

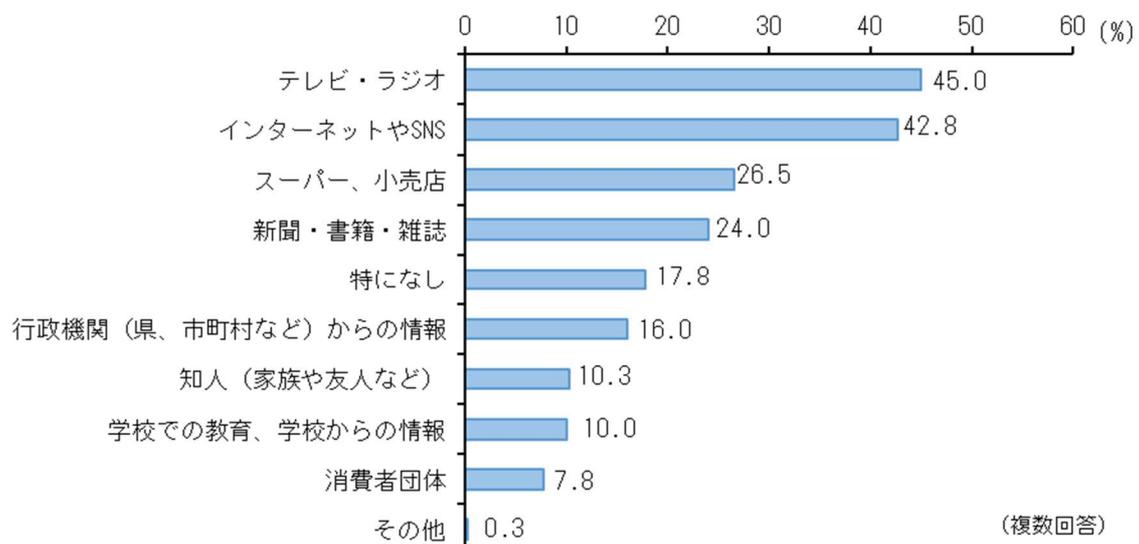
図26 食品ロスを減らすための取組



(5) 食に関する情報の入手

日頃、食品の安全性や栄養等の食生活、食品ロスに関する情報を得る手段について、「テレビ・ラジオ」が45.0%、「インターネットやSNS」が42.8%であり、特に割合が高くなっています。「スーパー、小売店」(26.5%)、「新聞・書籍・雑誌」(24.0%)等も一定の割合を占めており、情報入手の手段が多様化しています。

図27 食生活や食品ロスに関する情報を得る手段



3 「第4次やまなし食育推進計画」の達成状況

栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数、食育推進応援団や食品ロス削減推進応援団の登録件数（事業所）、食の伝承マイスター認証件数等の項目においては、一定の成果がみられました。しかし、中学2年生女子や若者（20歳～39歳）の朝食欠食、県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量等、改善が見られていない項目もあり、依然として課題が残されています。

基本方針	No.	指標項目	策定時 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (R7)	進捗 状況
1. あらゆる場面 での食育の推進	1	朝食を「食べない」「食べ ない日が多い」児童生徒の 割合	中2男子 4.8% 中2女子 3.9% (H30)	中2男子 4.6% 中2女子 5.2%	中2男子 4.6% 中2女子 3.5% (R5) 【R6改定後】 中2男子 3.7% 中2女子 4.5% (R10)	△
	2	朝食を抜くことが週3回以 上ある若者(20歳～39歳) の割合	24.5%	26.8%	15%以下	△
	3	栄養教諭による地場産物を 活用した食に関する指導回 数	月7.5回	月11.3回	月12回以上	○
	4	学校給食における地場産物 の使用割合（金額ベース）	35.5%	65.2%	52.7%以上 【R4改定後】 72.0%以上	○
	5	県民(20歳以上)の1日の食 塩摂取量	10.5g (H26)	10.6g (R4)	8.0g未満 (R4) 【R6改定後】 8.0g未満 (R17)	△
	6	運動や食生活等の生活習慣 の改善に取り組んでいる人 の割合(40歳～59歳)	48.8%	43.5%	60%以上	△
	7	食育推進応援団の登録件数 (事業所)	310件	334件	335件以上	○
2. 食による地域 の魅力発信	8	食の伝承マイスター認証件 数	7件	18件	20件以上	○
3. 食品ロス削減 の推進と体制づく り	9	食品ロス削減推進応援団の 登録件数（事業所）	-	444件	250件以上	◎
4. 食に関する情 報の提供	10	食の安全・安心ポータルサ イトへのアクセス数	6,494件	延べ 14,893件	延べ 33,400件 以上	△

進捗状況

◎目標達成済み、○順調に進捗している、△進捗が遅れている

第3章 食育推進の方向性と施策の展開

1 基本目標

県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するため、山梨の多様な「食」の魅力を通じて県民が「食」に関する知識を深め、「食」を選択する力や「食」の大切さへの意識を高めることで、健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む。

2 基本方針

本計画では、基本方針を次のとおりとし、基本方針の項目ごとに施策を整理し、目標指標を設定することとします。

基本方針1 あらゆる場面での食育の推進

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域・職場における食育の推進
- (4) 食育県民運動の展開

基本方針2 地域の農林水産物や食文化への理解と継承

- (1) 地産地消の推進
- (2) やまなしの食文化の継承
- (3) 地域資源の魅力発信

基本方針3 食品ロス削減に向けた取組の促進 (第2次山梨県食品ロス削減推進計画)

- (1) 家庭における食品ロス削減の促進
- (2) 食品関連事業者における食品ロス削減の促進
- (3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援
- (4) 食品ロス削減県民運動の展開

基本方針4 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり

- (1) 食に関する情報の提供
- (2) 推進基盤の強化

3 重点施策

第4次やまなし食育推進計画の検証結果を踏まえ、食を取り巻く環境の変化や本県の地域性を反映しながら、今後の食育の推進に向けて、本計画では重点的に取り組む施策を次のように定めます。

重点施策1 栄養バランスや減塩を意識した健全な食習慣の実践の推進

第4次食育推進計画では、子供や若者の朝食欠食や食塩摂取量の改善が十分に進まず、主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の割合も低下傾向にあります。物価高騰の影響により、今後さらに状況が悪化することが懸念されるため、これまでの子供を中心とした食育から「大人の食育」へと視点を広げ、すべての世代が健全な食生活を実践できるよう取組を推進します。

重点施策2 地域の農林水産物や食文化を学び、体験し、継承する取組の推進

県政アンケートの結果から、郷土食等を受け継いでいる人の割合が減少しており、家庭で教わることが重要とされる一方で、共働き世帯の増加等により家庭での継承が難しくなっています。また、地産地消への関心は高く、地域の農林水産業や食文化への理解を深める機会の充実が求められているため、地域の食を次世代へつなぐ取組を推進します。

重点施策3 食品ロス削減につながる実践的な取組の推進

県政アンケートの結果から、食品ロスに対する認知度や理解度は向上しているものの、フードライブ活動等の行動に移せていない人が一定数います。また、家庭における食品ロスは「消費期限・賞味期限切れ」や「食べ残し」が主な要因となっており、食品製造や外食等における食品ロス削減も課題となっていることから、消費者、事業者ともに、それぞれの立場における行動変容につなげるための取組を推進します。

重点施策4 多様な媒体を活用した幅広い情報発信の推進

食に関する情報入手の手段は、テレビをはじめ、インターネットや SNS 等、多様化しています。「大人の食育」の観点からも幅広い世代を対象に、正確な情報を様々な媒体を通じて発信する取組を推進します。

4 目標指標及び目標値

基本方針、重点施策に対応した目標指標を、次のように設定します。

基本方針	No.	目標指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	データ出典
1. あらゆる場面での食育の推進	1	朝食を「食べない」「食べない日が多い」生徒の割合(中2)	男 4.6% 女 5.2%	男 3.7% 女 4.5% 以下 (R10)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
	2	朝食を抜くことが週3回以上ある若者(20歳～39歳)の割合	26.8%	15%以下	国民健康保険健康診査(各市町村)
	3	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	65.2%	72%以上	学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省)
	4	大学生や企業の従業員等を対象とした食育講座の実施回数	年5回	年10回以上	県民生活支援課の実施回数
	5	県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量	10.6g (R4)	8g未満 (R17)	山梨県県民栄養調査(健康増進課)
	6	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	【参考値※】 49.8% (R4)	50%以上 (R17)	県民健康づくり実践状況調査(健康増進課)
2. 地域の農林水産物や食文化への理解と継承	7	地域の食文化を伝承する取組の実施回数	年867回	年900回以上	市町村及び山梨県食育推進協議会構成団体の実施回数
3. 食品ロス削減に向けた取組の促進	8	食品ロス削減推進サポーター養成講習会の受講者数	400人	延べ600人以上	県民生活支援課が実施する講習会の受講者数
4. 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり	9	デジタルツールを活用した食に関する情報発信回数	年128回	年180回以上	県民生活支援課が実施する情報発信回数

※主食・主菜・副菜のそろった食事が1日2回以上の者の割合(「ほぼ毎日」という頻度の基準が設けられていないため参考値とする)

5 施策の展開

基本方針1 あらゆる場面での食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家庭は、日常生活の基盤であり、子供たちが食の大切さを学び、健やかな生活習慣を身につけるための最も身近な場です。家族がそろって食卓を囲む時間は、食や生活に関する基礎を伝え、習得する重要な機会となります。

保護者の理解を深めながら、子供や若者の朝食欠食の改善、栄養バランスや減塩を意識した食事の実践等の望ましい食習慣の定着を支援するとともに、自然災害等に対する食料等の備蓄についても家庭での取組を推進します。

① 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

- ・両親学級や乳幼児健診、離乳食教室等において、妊産婦や乳幼児の保護者に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。

(子育て・次世代サポート課)

- ・愛育会が行う学習会等により、幼児期における食の知識の普及を図ります。

(子育て・次世代サポート課)

② 子供の基本的な生活習慣の形成

- ・「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の活動への協力等により、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。

(社会教育課)

③ 望ましい食習慣や知識の習得

- ・栄養士会等の関係機関を通じて、朝食摂取や栄養バランスの理解、減塩の啓発を推進します。

(健康増進課)

- ・若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うプレコンセプションケアの推進を通じて、栄養バランスのとれた食事や、適切な体重管理の必要性等について情報提供します。

(子育て・次世代サポート課)

- ・料理教室の開催等により、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。

(健康増進課)

④ 親子で学ぶ機会の提供

- 給食献立表や食育だより等の啓発資料の配布や配信、親子料理教室や学校給食試食会等の取組により、親子で食に関する知識や体験を得られるよう支援します。
(保健体育課)
- 親子で参加できる農業体験学習を通して、食や農業への関心を高め、理解を促進する機会を提供します。
(農業技術課)

⑤ 家庭における共食の推進

- 食の楽しさを実感しながら、食生活に関する基礎を習得する機会となるよう、家族そろって食事をする事の大切さを啓発します。
(県民生活支援課)

⑥ 自然災害等に対する備え

- 山梨県立防災安全センターでの周知や市町村のイベント、様々な媒体を通じた情報発信により、自然災害等に対する家庭内の水や食料等の備えの重要性を啓発します。
(防災危機管理課)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等は、子供たちが食に関する知識を学び、体験する場として重要な役割を担っています。栄養教諭等を中心とした教職員が地域や家庭と連携し、子供たちが生涯にわたって自らの食を適切に選択できる力を育めるよう、学校給食や農林漁業教育を通じた食育を推進します。

① 食に関する指導の強化

- 朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、各学校で家庭や地域との連携による食育を推進します。
(保健体育課)
- 保育所(園)長や調理担当職員等に対し、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進し、給食の役割や食育の重要性、アレルギー対応等についての理解を促進します。
(子育て・次世代サポート課)
- 学校給食や望ましい食習慣等の情報を私立小・中・高等学校へ提供することにより、食育への理解を促進します。
(まなび支援課)
- 児童生徒の実態に応じたアレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。
(保健体育課)

- ・食を主体的に選択する力（食の自己管理能力）を育むため、家庭科等の各教科や特別活動等の教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導を充実させます。

（保健体育課、義務教育課、特別支援教育・児童生徒支援課）

② 学校給食の充実

- ・地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材や環境に配慮した生産方式で生産された食材を利用した献立、郷土食、行事食等を積極的に取り入れます。

（保健体育課）

- ・栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化への関心を高め、理解を深めるとともに、食に対する感謝の心を育てます。

（保健体育課）

- ・学校給食の献立に地元や全国の郷土料理、世界の料理等を取り入れることにより、食文化の継承や異文化理解、豊かな味覚を育みます。

（保健体育課）

- ・学校給食における県産農林水産物の利用拡大を促進するため、栄養教諭や学校栄養職員への情報提供を進めます。

（保健体育課）

- ・県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。

（畜産課）

③ 農林漁業教育の充実

- ・地域の生産者や関係団体と連携し、農業体験を通じて地域農業への理解を深めます。

（農政総務課）

- ・給食で地場産物を使用し、産地や生産者を紹介する等、食と農業に関する学習を進めます。

（保健体育課）

- ・学校での授業等を通じて農林漁業が担う役割を学び、食や農林漁業に関する理解と実践を促します。

（義務教育課）

④ 大学と連携した取組の活性化

- ・減塩に関する公開講座の開催、県職員を講師とした県産食材や食の安全等に関する講義を行います。

（健康増進課）

- ・朝食欠食等の食に関する課題改善に向けた取組を協働して行うとともに、学生による食育推進ボランティア活動を促すための研修を行います。

（県民生活支援課）

(3) 地域・職場における食育の推進

朝食欠食や主食・主菜・副菜がそろった食事の実践度の低下等、若者を中心に大人の食生活の乱れが課題となっています。育児をしている女性就業者の増加等により、家庭だけでは十分な食育が難しい状況も見られるため、地域や職場において「大人の食育」を推進することが重要です。地域での共食の機会の提供や、企業における従業員の健全な食生活の支援等を通じて、食による健康づくりを進め、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

① 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

- ・高齢者のフレイル（虚弱）予防のため、主食・主菜・副菜がそろった食事等の望ましい食のあり方等を高齢者や介護者等に情報提供し、高齢者の食環境の改善を支援します。
（健康増進課）
- ・保健医療関係者、ボランティア等と連携して、栄養改善、口腔機能低下予防、運動機能の向上、共食をきっかけとした社会参加の促進等に取り組むことにより、フレイル予防に向けた地域づくりを推進します。
（健康長寿推進課）
- ・市町村、栄養士会、食生活改善推進員等と協働した栄養、食生活の改善の取組を推進し、子供から高齢者を対象とした地域に根付いた食生活改善の取組を支援します。
（健康増進課）

② 歯科保健活動の推進

- ・「歯と口腔の健康週間」、「山梨県民歯科保健のつどい」等における啓発活動、8020 運動（生涯を通じた口腔の健康づくり）により、食生活を支える口腔機能の維持・向上の推進を図ります。
（健康増進課）

③ 企業における取組の促進

- ・生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防に向けた食生活の改善に関する情報提供や保健所による出前講座により、従業員の健康づくりを支援します。
（健康増進課）
- ・朝食摂取や栄養バランスのとれた食事に関する啓発活動により、従業員の健全な食生活の実践を支援します。
（県民生活支援課）
- ・食育推進に取り組む食品関連事業者やNPO法人等を「やまなし食育推進応援団」として登録し、県ホームページ等で活動内容や事業者の紹介情報を提供します。
（県民生活支援課）

④ 地域における共食の推進

- ・地域で様々な共食の場づくりが実践されるよう、関係団体の連携促進を支援します。
(健康増進課)

(4) 食育県民運動の展開

食育は、県民一人ひとりが自分の問題として意識し、生涯に渡って継続して取り組むことが大切です。食育への関心が低い人や若い世代も含めたすべての県民が実践できるよう、「食育月間」や「食育の日」による啓発、優れた活動の共有等を通じて、行政や関係団体、ボランティア、企業等が相互に連携・協力しながら展開します。

① 食育に関する県民理解の増進

- ・「食育月間」及び「食育の日」に合わせた情報発信や、「健やか山梨21推進大会」、「山梨県民歯科保健のつどい」等のイベントを通じて、食育に関する県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、地域等と連携した取組を促進します。
(県民生活支援課、健康増進課)

② ボランティア活動等への支援

- ・民間団体等による先進性や持続性、事業効果の高い食育活動やボランティア活動を支援するとともに、「食育推進ボランティア」による専門性を活かした食育活動の活性化を図ります。
(県民生活支援課)

③ 市町村食育推進計画との連携

- ・市町村食育推進計画の策定に対する支援を行い、市町村と連携した効果的な施策の推進を図ります。
(県民生活支援課)

④ 優良活動の表彰及び優良事例の横展開

- ・食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動を周知することにより、取組の拡充と定着を図ります。
(県民生活支援課)

基本方針2 地域の農林水産物や食文化への理解と継承

(1) 地産地消の推進

地域で育まれた農林水産物を活用することは、食の安全・安心を実感できるだけでなく、生産の現場や地域の食文化への理解にもつながります。環境に配慮した農業や県産食材への関心を高め、地域に根ざした食の循環を育みます。

① 地域農業に対する県民理解の醸成

- ・栽培・収穫体験を通じて、県民の食や農業に対する関心を高め、理解を促進する機会を提供します。(農業技術課)

② 地域で生産された食材の利用促進

- ・テレビ、ラジオ、SNS等の多様な媒体や各種イベント、県政出張講座等を通じて、地産地消のPR活動を展開します。(農政総務課、果樹・6次産業振興課、畜産課、林業振興課)
- ・地域の新鮮な農林水産物やその加工品等を販売する農産物直売所の利用を促進するため、消費者へ必要な情報を提供します。(販売・輸出支援課)

③ 環境に配慮した農業の推進

- ・環境に配慮した農業の実践に向け、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。(農業技術課)
- ・環境に配慮して化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした農産物のうち、一定の基準を満たして栽培された県産農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」を推進します。(果樹・6次産業振興課)

(2) やまなしの食文化の継承

地域に根ざした食文化は、暮らしの中で生まれ、世代を超えて受け継がれてきた大切な財産です。この受け継がれてきた食文化のうち、次世代への継承に取り組むものを「やまなしの食」として176品目を認定しています。

家庭を中心に、学校や地域、ボランティア、事業者等が連携して「やまなしの食」が確実に受け継がれるよう取組を進めます。

① 地域の食文化に対する県民理解の増進

- ・「やまなしの食」や特産品を活用した料理について、由来やレシピ等を後世へ継承するた

め、データベース化した情報の利活用を促進します。 (県民生活支援課)

② 関係団体における継承活動の推進

・食文化の伝承に取り組む「食の伝承マイスター」や民間団体等と連携し、「やまなしの食」や特産品を活用した料理の普及・定着を図り、豊かな食文化を継承します。

(県民生活支援課)

・調理師会や栄養士会、食生活改善推進員会との連携により、食に関するイベント、料理教室等を通じて、郷土料理を紹介、活用し、食文化の継承を推進します。

(健康増進課)

(3) 地域資源の魅力発信

本県の農畜水産物やワイン、日本酒等の魅力ある地域資源は、「やまなしブランド」として育まれてきました。やまなしブランドをはじめとする県産食材は、食を通じて本県の魅力を伝える重要な役割を担っており、食育の視点からも価値ある資源です。

プロモーション活動や生産者と消費者の交流等を通じ、県内外に向けて発信することで、県民が身近な地域資源の価値を改めて認識する取組を推進します。

① やまなしブランドや県産食材を活用した食の魅力発信

・県産農林水産物のブランド強化のため、卸売業者や小売業者等へのプロモーション活動を実施します。 (販売・輸出支援課、林業振興課)

・県産食材等を使用したイベントの開催、県ホームページや SNS 等を活用し県産食材、県産酒の魅力等、食に関連する情報発信を推進します。 (観光振興グループ)

・県産食材等を活用した食のブランドの確立に向け、飲食関係者と生産者の連携を支援します。 (観光振興グループ)

・ワインや日本酒をはじめ、生産者が取り組むプロモーション・キャンペーン等の様々な活動を支援し、県産食品の高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、本県の風土が育んだ食文化として発信します。 (産業振興課)

② 生産者と消費者との交流の促進

・市民農園、体験農園等の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。 (農村振興課)

・古民家や伝統食等の地域資源と農作業体験等を通じて、農業者と都市住民が交流できる農泊を推進します。 (農村振興課)

- 生産者や農業関係団体が行う地域農業に関する知識の提供や多様な体験の機会の提供等の活動を支援します。 (農政総務課)
- 特用林産物を生産者が県民に直売し、調理方法や生産過程を伝えることにより、県民の特用林産物に対する関心を高め、理解を促進する機会を提供します。 (林業振興課)

基本方針 3 食品ロス削減に向けた取組の促進

(1) 家庭における食品ロス削減の促進

食品ロスの約半分は家庭から発生しており、その削減は消費者一人ひとりの意識と行動が重要です。消費者に求められる役割や家庭でできる具体的な取組について、研修会や啓発活動等を通じて周知を図り、県民が自発的かつ効果的に食品ロス削減に取り組めるよう支援します。

① 消費者の理解の促進

- 食品ロスの状況や削減の必要性等についての理解を促進し、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で食品ロスを削減するために自らができることを行動に移すよう促します。
(県民生活支援課)
- 消費者に食品ロスの現状の理解や削減に向けた取組を促す「食品ロス削減推進サポーター」を養成し、その活動を支援します。
(県民生活支援課)
- 学校の教科書や授業を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)
- 環境に与える消費活動の影響を自覚する消費者を育成するため、環境学習指導者（やまなしエコティーチャー）を派遣します。
(自然共生推進課)

② 消費者による取組の支援

- 「消費期限と賞味期限の違い」、「冷蔵庫内の在庫管理」等、食材の無駄を削減するための知識や具体的な方法を情報提供し、取組を促進します。
(県民生活支援課)
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」、「30・10運動」等、料理の食べ残しを削減するための具体的な方法を情報提供し、取組を促進します。
(県民生活支援課)
- 自然災害等に備え、日常的に少し多めに食品を購入し、古いものから順に消費して補充する「ローリング・ストック法」の周知や定期的な点検を促進します。
(防災危機管理課)

③ エシカル消費の普及啓発

- 人や社会、環境に配慮した消費行動「エシカル消費（倫理的消費）」を推進するため、出前講座やSNSによる情報発信等により、消費者意識の醸成を図ります。
(県民生活支援課)

(2) 食品関連事業者における食品ロス削減の促進

食品ロスの約半分は食品関連事業者を始めとする事業者から発生しており、食品ロスの現状とその社会的影響について理解を深め、生産・流通・販売等の業界全体での取組を進める必要があります。

商慣習の見直しや外食時の料理の食べ残しを減らす取組等を支援し、食品関連事業者による食品ロス削減の取組を促進します。

① 食品関連事業者の理解の促進

- ・食品関連事業者に対し、サプライチェーン全体で食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深め、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めるよう促します。
(県民生活支援課)

② 食品関連事業者による取組の支援

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の取組を促進します。
(果樹・6次産業振興課)
- ・商慣習の見直しの推進や「食品期限表示の設定のためのガイドライン」等の周知により、サプライチェーン全体で食品ロスを削減するための事業者の取組を促進します。
(県民生活支援課)
- ・小盛りメニューの導入や「30・10運動」の推進、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」等の周知により、料理の食べ残しを削減するための事業者の取組を促進します。
(県民生活支援課)

(3) 未利用食品等の有効活用に向けた支援

フードバンク活動やフードドライブ活動は、食品ロスの削減に直結するだけでなく、生活に困難を抱える方々への支援にもつながる、地域社会にとって意義の深い取組です。未利用食品等が廃棄されることなく活用されるよう、こうした活動への理解を広げるとともに、参加の促進を通じて取組の拡充と定着を図ります。

① フードバンク活動・フードドライブ活動の周知

- ・未利用食品等の有効活用のため、消費者や事業者に対しフードバンク活動やフードドライブ活動の周知・啓発を行います。
(県民生活支援課)

② フードバンク活動の支援

- ・食品関連事業者を含む地域の多様な団体とフードバンク活動団体が連携するための取組

を推進します。

(県民生活支援課)

- 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、「食品寄附ガイドライン」を周知します。
(県民生活支援課)
- こども食堂の運営団体・個人が未利用食品等を迅速に有効活用できるよう、寄付等により提供される食料等の受入先を調整する体制を構築します。
(こども福祉課)

(4) 食品ロス削減県民運動の展開

食品ロスの削減は、県民一人ひとりが身近な課題として捉え、日常生活の中で継続して取り組むことが重要です。すべての県民が実践できるよう、行政、関係団体、市町村、企業等が連携しながら、取組を展開していきます。

① 食品ロス削減に関する県民理解の増進

- 「食品ロス削減月間」及び「食品ロス削減の日」にあわせ、啓発活動や情報発信を行うことで、食品ロスの削減を意識した行動を実践する県民意識を醸成し、取組を促進します。
(県民生活支援課)

② ボランティア活動等への支援

- 民間団体等による先進性や持続性、事業効果の高い食品ロス削減活動やボランティア活動を支援するとともに、「食品ロス削減推進パートナー」による活動の活性化を図ります。
(県民生活支援課)

③ 市町村食品ロス削減推進計画との連携

- 市町村食品ロス削減推進計画の策定に対する支援を行い、市町村と連携した効果的な施策の推進を図ります。
(県民生活支援課)

④ 優良活動の表彰及び優良事例の横展開

- 食の安全や食育の推進、食品ロス削減に取り組む団体や個人を表彰し、優良活動を周知することにより、取組の拡充と定着を図ります。 ※再掲 (県民生活支援課)
- 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者を「食品ロス削減推進パートナー」として登録し、県ホームページ等で活動内容や事業者の紹介情報を提供することで、活動の横展開を推進します。
(県民生活支援課)

基本方針4 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり

(1) 食に関する情報の提供

県民が健全な食生活を実践するためには、様々な情報が溢れる中から、正確な情報に基づいて食を選択する力を養うことが重要です。

国等からの情報を迅速に収集し、信頼性の高い情報をわかりやすく発信するとともに、すべての世代に必要な情報が届くよう、多様な媒体を活用した情報提供を行います。

① 基礎的な調査等の実施及び情報の提供

- ・ 県政アンケートや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」等を食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。
(県民生活支援課)
- ・ 環境省が実施する「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」に基づき、食品ロス発生量推計を継続的に実施します。
(環境整備課)

② リスクコミュニケーションの充実

- ・ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見の収集や関係団体の取組を促進します。
(県民生活支援課)

③ デジタルツールを活用した情報提供の充実

- ・ 県ホームページ「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」を通じて、食品の安全性や栄養等に関する様々な情報を一元的に提供します。
(県民生活支援課)
- ・ 食に関する総合窓口「食品安全110番」や県ホームページへの問い合わせを通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。
(県民生活支援課)
- ・ 県ホームページや食育インスタグラム、啓発資料等の多様な媒体を通じ、食育や食品ロス削減に関する活動事例、食生活の改善、食品ロス削減の具体的な方法等について情報を提供します。
(県民生活支援課)
- ・ 栄養士会等の関係機関によるホームページ等を通じた食育に関する情報提供の取組を推進します。
(健康増進課)
- ・ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、県ホームページや広報等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。
(衛生薬務課)

(2) 推進基盤の強化

食育や食品ロス削減を持続的に推進していくためには、食に携わる人材の育成や、行政・関係団体・企業等との連携体制の強化が不可欠です。地域の実情に応じた取組が展開できるよう、関係機関との協力を深め、推進の基盤づくりを進めます。

① 食に携わる人材の育成

- 食育推進の要となる栄養教諭が、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担えるよう、研修会等を通じて専門性と資質の向上を図ります。 (保健体育課)
- 教職員の研修等において、食育に関する講座を位置づけ、研修内容の充実や食育指導体制の充実を図ります。 (保健体育課)
- 地域における栄養相談や食生活改善の取組を充実するため、栄養士、調理師、食生活改善推進員等への研修会等を開催し、資質向上を図ります。 (健康増進課)
- 栄養士会等の関係団体と連携し、健康診断の結果から減塩の取組が特に求められる人に対して、専門的かつ的確な助言を行う「減塩コーディネーター」の養成を推進します。 (健康増進課)
- 消費者に食品ロスの現状の理解や削減に向けた取組を促す「食品ロス削減推進サポーター」を養成し、その活動を支援します。 ※再掲 (県民生活支援課)

② 関係機関との連携・協力体制の強化

- 県、市町村、関係団体、食品事業者等が連携し、食育や食品ロス削減を推進するための体制を整備します。 (県民生活支援課)
- 減塩等の栄養課題に対し、産学官が連携・協働し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを行う体制を整備します。 (健康増進課)

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 県における推進体制

本計画に基づく施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」のもと、庁内の推進体制を整備し、関係部局が連携・協力しながら総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進の中心に据え、国、県、市町村、教育関係者、生産者、事業者等が協働して、様々な機会を通じて県民に働きかけながら、県民運動として食育の実践を広げていきます。

2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、日常のあらゆる場面で食に関する正しい知識と理解を深め、食を選択する力を育み、食の大切さへの意識を高めながら、健全な食生活の実現に努めます。

また、心身の健康と豊かな人間性の育成を目指しながら食育活動に主体的に関わり、実践していきます。

(2) 教育関係者等

学校、保育所等の教育関係者等は、家庭や地域との連携を図りながら、子供たちの望ましい食習慣の形成に向けて、あらゆる機会を活かして積極的に食育を推進します。また、食に関する指導を担う職員の資質向上や指導体制の充実にも取り組みます。

(3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産や食品の製造・加工・流通・販売、食の提供に関わる事業者等は、学校や地域との連携を通じて、様々な体験機会や情報の提供、地産地消の推進等の取組を通じて、積極的に食育活動に取り組みます。

(4) NPO等の民間団体

地域と連携した活動を展開し、望ましい食習慣の啓発や体験活動の提供、食を通じた交流や食文化の継承等、地域における食育の実践につながる効果的な取組を進めます。

(5) 市町村

地域に密着した食育の推進には、住民に身近な市町村の取組が重要です。地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき、住民や関係団体と連携しながら、地域に根ざした食育活動を展開していきます。

(6) 県

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民による食育の取組を関係機関・団体と連携しながら支援し促進していきます。

3 進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の効果的・効率的な推進を図るため、毎年度、進捗状況の把握と評価を実施し、適切な進行管理を行います。

県は、計画の進捗状況や評価を「山梨県食の安全・安心審議会」に報告するとともに、県ホームページを通じて公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、その際は「山梨県食の安全・安心審議会」の意見等を反映させていきます。

参考資料

- 1 計画の策定経過
- 2 山梨県食の安全・安心審議会委員名簿

1 計画の策定経過

<p>令和7年7月23日</p>	<p>第1回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第3次山梨県食の安全・安心推進計画」の実施状況について (2)「第4次やまなし食育推進計画」の実施状況について (3)「第5次やまなし食育推進計画」の策定について (計画策定に向けた論点整理、計画の構成(案)、計画策定スケジュール)</p>
<p>9月30日</p>	<p>第2回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第5次やまなし食育推進計画」の策定について (計画の概要(案)、計画の目標指標(案))</p>
<p>12月9日</p>	<p>第3回山梨県食の安全・安心審議会 (1)「第5次やまなし食育推進計画」の策定について (計画の概要(案)、計画(素案))</p>
<p>令和8年2月6日 ~2月20日</p>	<p>県民意見提出制度による意見の募集の実施</p>
<p>3月</p>	<p>「第5次やまなし食育推進計画」策定・公表</p>

2 山梨県食の安全・安心審議会委員名簿

分野	氏名	所属及び役職
消費者	平井 美樹夫	(公社)山梨県栄養士会 会長
	猪俣 敬子	山梨県生活協同組合連合会 理事 (生活協同組合ユークラブ 理事)
	飯島 かつ子	公募
生産者	足達 郁也	山梨県農業協同組合中央会 専務理事
	加藤 健	甲州地どり生産組合 代表理事
	小俣 拓也	道の駅つる 駅長
事業者	長谷川 正一郎	山梨県食品産業協議会 会長 (長谷川醸造(株) 代表取締役)
	菊島 光海	甲府市地方卸売市場水産物仲卸協同組合 専務理事 (有)菊島商店 代表取締役)
	渡辺 盛男	(株)いちやまマート 取締役 青果部長
	宮下 秋穂	(株)山梨さえき 商品開発部
	小野 曜	山梨県パン協同組合 理事長 (有)六曜舎 代表取締役)
学識経験者	分部 祐子	ふじさん法律事務所 弁護士
	藤井 まさ子	元 山梨学院大学健康栄養学部 学部長
	森田 満樹	(一社)Food Communication Compass 代表

◎会 長 藤井 まさ子

○副 会 長 平井 美樹夫

第5次やまなし食育推進計画

山梨県 総合県民支援局 県民生活支援課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL : 055-223-1588 FAX : 055-223-1640

HP : <https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/hp/keikaku.html>